

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表  
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>議長、副議長及び議員の歳費の月額は、国会法第三十五条の規定にかかわらず、令和三年四月三十日までの間は、歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とする。</p>	<p>附則</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔新設〕※第十八項</p>